
開会宣告

議長（波岡玄智君） ただいまから、平成 24 年第 2 回浜中町議会臨時会を開会いたします。

開議宣告

議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（波岡玄智君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、議長において、8 番竹内議員及び 9 番野崎議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（波岡玄智君） 日程第 2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

日程第3 諸般報告

議長（波岡玄智君） 日程第3 諸般報告を行います。

まず、本臨時会に付議された案件は、配付した議事日程表のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告

議長（波岡玄智君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

町長（松本 博君） 本日、第2回浜中町議会臨時会に出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の3月の定例町議会から今日までの主なる事項について、報告させていただきます。

（行政報告あるも省略）

議長（波岡玄智君） 引き続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

教育長（内村定之君） 前議会からこれまでの教育行政の主なものについて、報告いたします。

（教育行政報告あるも省略）

議長（波岡玄智君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について

議長（波岡玄智君） 日程第5 報告第3号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(松本 博君) 報告第3号専決処分の報告について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、第1回定例会において議決をいただいた後に、特別交付税等が確定したこと、町道除雪業務委託料及び災害復旧事業が確定し、財源に余剰を生じたため、これに伴う歳入及び歳出の予算補正を、3月30日をもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費、「基金積立金」で減債基金利子積立金6万円を追加、財政調整基金積立金では、歳入歳出予算の確定見込みによる余剰分1億3,380万円を追加し、この結果、平成23年度における財政調整基金の積立額は2億6,956万7,000円、年度末現在高は8億8,144万4,000円となります。3款民生費、「心身障害者福祉に要する経費」23節償還金利子及び割引料107万8,000円の追加は、平成22年度障害者自立支援給付費国庫負担金及び障害者医療費国庫負担金の精算による超過分を返還するものであります。7款土木費では、町道維持管理に要する経費で、第1回定例会後における町道除雪業務委託料の不足分、1,298万円1,000円を追加、下水道事業特別会計繰出金で下水道事業債の起債借入額の確定による町債の減額分20万円を追加し、全体で1,318万1,000円の追加補正。12款災害復旧費、「港湾施設災害復旧に要する経費」6,174万9,000円の減は、国直轄港湾災害復旧工事管理者負担金で、昨年3月に発生した東日本大震災において、本町が激甚災害に指定されたことにより、地元負担率が引き下げられたことによるものであります。以上により、今回の補正額は8,637万円の追加補正となります。

一方歳入につきましては、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金はいずれも交付額の確定によるものであり、14款国庫支出金、「港湾施設災害復旧費負担金」4,718万4,000円の追加は、激甚災害指定により国庫負担率の引き上げによる追加、「災害等廃棄物処理事業補助」224万7,000円の減は、当初補助率国100%が国50%、道30%、特別交付税震災復興分20%に補助負担区分が改められたことにより減となるもので、全体では4,493万7,000円の追加となります。15款道支出金、「災害廃棄物処理促進事業補助」135万2,000円の増は前述いたしました補助負担区分の変更に

よるものであります。16款財産収入、「減債基金利子」6万円は収入額の確定によるもの、18款繰入金、「住民生活に光をそそぐ交付金基金繰入金」168万9,000円の追加は、事業の確定による繰入金の確定によるもの、21款町債、「過疎債」70万円の減は、充当するソフト事業の確定によるもの、「公住債」40万円の減は起債対象外経費の確定によるもの、「災害債」1億8,720万円の減は、激甚災害指定による国庫補助の増と特別交付税震災復興分の充当によるもので、総額で1億8,830万円の減となります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、70億5,595万9,000円となります。次に「第2表地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業費及び同意額の確定に伴う補正であります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから、報告第3号を採決します。
お諮りします。
本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

日程第6 報告第4号 専決処分の報告について

議長（波岡玄智君） 日程第6 報告第4号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(松本 博君) 報告第4号専決処分の報告について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の平成23年度下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分は、歳入について、特定環境保全公共下水道整備事業に係る起債対象事業費の最終確定による起債20万円を減額し、一般会計繰入金20万円を追加補正するものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,737万3,000円となります。

次に、「第1表地方債補正」につきましては、地方債の借入限度額の変更に伴う補正でございます。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、報告第4号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

日程第7 報告第5号 専決処分の報告について

議長（波岡玄智君） 日程第7 報告第5号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本 博君） 報告第5号専決処分の報告について提案の理由をご説明申し上げます。

本専決処分につきましては、平成24年度執行方針に沿って、浜中町地域防災計画の見直し、更には津波避難計画の早期策定など、昨年の東日本大震災を受け、本町の防災対策を抜本的に見直さなければならない状況下であり、一刻も早い体制の構築が急務と考えますので、総務課で所管しておりました防災関係の事務につきまして、専属的に事務を執行する防災対策室を設け、町民の生命と財産を守る防災対策の充実化を図るため、浜中町事務分掌条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、同条例の一部改正について、去る3月27日付で専決処分したものでございます。併せて、建設水道課で所管しておりました公営住宅に係る事務を総務課契約管財係に移管し維持管理体制の充実を図るものでございます。

なお、施行期間につきましては、平成24年4月1日からとし、本年4月1日付けの職員の事務分掌異動の発令を行ったところでございます。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

1 番田甫議員。

1番（田甫哲朗君） この防災対策室についてお伺いいたします。課ではなく、室と云うことですが、実際室長以下何名の体制で運営されるものか。また、先だっの低気圧の対策等についても、実際総務課にあった防災係が任を解かれ、手薄になった状況も聞いております。そこら辺を確認させていただきます。

議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

防災対策室長（上田幸作君） 室の体制につきましては、私室長と係長の2名体制でございます。それから先般の低気圧災害の対応につきましては、当初より浜中町地域防災計画の中で規定しております、当町管内に警報が出た場合、災害が起こる恐れがある場合には緊急の連絡体制がとれるようにということで、1名乃至2名が事務所に詰めておりまして、他の町職員につきましては、連絡がとれる体制をとっております。

議長（波岡玄智君） 田甫議員。

1番（田甫哲朗君） 防災に関して一步前進かなと考えますが、実際室長と係長の2名ということで、これから避難対策の方法等、地域との連絡の遣り取り等で結構な仕事の量があると考えられます。2名で十分と考えておられるのでしょうか。

議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

防災対策室長（上田幸作君） 災害が起きそうな場合または起きた場合に2名で対応するというのではなくて、地域防災計画にも明示しているとおり、状況に応じまして、準備段階から第三非常配備まで四段階の対策本部を設置する仕組みになっております。状況に応じまして、参集人数を募るなど、町職員全般にわたって配備につくことになっております。2名だけという考え方ではありませんので、ご了承願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 田甫議員。

1番（田甫哲朗君） 多分自分の質問の仕方が悪かったのかなと思います。何かあった時の対応を伺ったのではなく、今後防災計画を策定していく上で、地域に入ってきめ細かな対応をする場合に2名で十分なのかということ伺いました。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本 賢君） 今回2名の体制でやることになりましたが、過去には本務でいる人のほかに兼務で体制を整えたこともあります。総務課の業務につきましては、人事、給与、法令関係、財産、契約、議会の対応、他の課に属さないことを所管としていますが、業務量を把握した上で今回2人を配置しています。昨年複数名職員を採用しましたが、結果的に人事の段階で非常に人が足りない事が解ってきました。その結果、総務課そのものにしわ寄せがいて、総務係が1名減となりました。総務課長であった現室長が時間的には災害に向けた体制を整えられると判断し、1名係長を配置しまして物事を進めていきたいと考えております。事務的に総務課を兼務発令していませんが、これは総務課から特化した防災室ですので、総務課長との連携で横断的に体制を組み、所要の目的を達成したいと考えております。

議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

3番鈴木議員。

3番（鈴木敏文君） 一点お願いします。公営住宅に関することが建設水道課から総務課の管財契約係に変わりました。住宅使用料の滞納者に対するアプローチも当然変わ

ってくると思いますが、今決まっている事があれば、お知らせいただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本 賢君） 公住の滞納額の問題につきましては、ご指摘のあったとおりで、年々増えていくということがありました。機構改革で建築系の業務とし今まで行ってきました。事務方を配置することも考えましたが、本来技術部門であり、業務量も増えていく事から1名の事務方でやるよりも、複数名で行った方が良いと考えました。過去に契約担当が公住を担当していた時期もあります。配置した職員はかつての税務課徴収の担当者であり、過去に公住に携わっていた職員もおります。これからどのように進めるかにあたっては、課内、係内で検討しまして、本年度からの業務の対応をしていきたいと考えております。具体的には3月末で滞納額が確定しますので、繰越の確認をすることになります。過去にご指摘のありました滞納者の管理については、元税務課経験者でもありますので、ノウハウも導入しまして滞納者の個別の折衝の記録等を万全にして、滞納が無くなるように頑張ってもらいたいということで1名配置しました。対応に当たっては、複数名で対応するよう配置をしております。

議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

7番（川村義春君） 関連もありますが、1点だけ質問させていただきます。防災対策室の設置の関係であります。当初町長は平成25年に大規模な機構改革を考えたということでしたが、今回総経委員会の関係から防災関係に対して、スピード感を持ちながら対応したいという意向で対策室を作ったものと思っています。そういった意味では、前進したなと考えていますが、先に防災特区の指定を受けてその事務については、まちづくりかの方に所管替えをしたというお話がありました。今回この防災対策室をつくったことにより、その事務についても一緒にしてはという提案なのですが、今回が無理であれば来年の4月に向けて検討すべき事項かなと思っています。また、例年実施しております5月24日の避難訓練については、前年同様に早朝に行うのかその辺の見通しがあればお聞かせ願います。いずれにしても1番議員からお話があったように、2人体制で室を設けたということですので、大変な作業になるのかなと思っています。もっと強化してはどうかということも含めて検討いただければと思います。

議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

防災対策室長（上田幸作君） ご質問の中の後段にありました5月24日の避難訓練については、はっきり決まっておられません。5月24日の避難訓練は、チリ津波当時の

思いに戻って、海岸線の第一次産業に従事する方の迷惑にならない時間帯ということで早朝に十数年来行ってきました。去年の3月11日を受けて、その避難訓練のあり方についても見直しをしなければならないと考えております。今案として出ているのは、5月24日にこだわらない土・日、時間帯についても子供も参加できるようなという意見も出ております。今庁内のプロジェクト会議でその辺を煮詰めて決めたいと考えております。今時点の見直しについては、はっきり申し上げれる状況ではありません。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本 賢君） 2名では苦しいだろうということですが、総務課で行う業務の繁雑さはいろいろありまして、落ち着いて取り組んで来れなかったと思っています。防災を専属的に行うことによって、2人ですが、今までよりはこれに向ける時間が多くなるということで、なんとかこの体制でやっていきたいと考えています。来年度当初に向けた機構改革に絡んでの復興特区との一体的なセクションというのは、選択肢としてはあると考えます。復興特区は当初総務課で対応してきましたが、まちづくりそのものに関わるということで、まちづくり課の地域振興係に1名職員を配置して対応しました。議会から防災計画や津波避難計画の見直しのスピード感をもった対応の指摘もあったように、今回は防災の対応であります。特区との一体的なセクションについては、今年度中に議論して、来年度の機構改革に向けて方向性を決定していきたいと思っております。

議長（波岡玄智君） 川村議員。

7番（川村義春君） 今副町長のお答えでいたい解りましたが、復興特区法のからみと津波災害地域防災まちづくり法という法律が確かあったはずですが、後段の法律は、被害に遭わなかった地域についてもハード・ソフト事業ができるという内容です。その事業の計画が作られることによって、事業が実施できるということです。復興特区は5年間ですから、併せてやるということになると、多分財源的な手当も厚くなるだろうと思っています。関連付けて考えるとすれば、防災対策室にあったほうがベターという感じを持っています。今後その辺十分検討していただきたいと思っております。避難訓練の関係については、室長がお答えしたとおり、従来の避難訓練のあり方ではなく、土・日曜日にやるとか、平日の時間帯の昼に行うとかすると学校の子どもたちも参加できるし、役場の職員の時間外手当も除外されますので、実態に即したような形で訓練ができると思っております。5月24日にこだわらないというお話ですが、その辺十分考慮して対応していただきたいと思っております。これについては、この考え方があるかどうかお聞きして

終わりたいと思います。

議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

防災対策室長（上田幸作君） 先ほど申しましたとおり、5月24日の避難訓練は昭和35年の被災を忘れないという思いもあって続けてきたわけです。昨年の東日本大震災を受けて、実態に即した避難訓練をという意見もございます。庁内のプロジェクトチームの中で検討していきたいと考えておりますので、今のご意見も参考にしながら決めていきたいと考えておりますので、ご了承願います。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本 賢君） 復興特区と防災の関係を一体的に行った方が効率的だろうというご提言であります。当面は連携をとりつつ進めてまいりたいと思っています。後は今後の機構改革に向けまして、意見収集し、方向性を決めていきたいと考えております。全体として効率的だという判断にたって決定して行きたいと考えておりますが、選択肢の一つとしては、ご提言も十分に踏まえまして検討したいと思います。

議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

6番中山議員。

6番（中山真一君） 今回の機構改革によりまして、防災対策室を設けましたが、課ではなく室にしたのは何なのか。課と室の違いはどうなのかご説明をお願いします。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本 賢君） 課と室の問題ですが、私の思っている判断なのですが、防災対策を限定的にやるということと、規模的にも複数の係を持っていませんので、コンパクトという意味で室としたものであります。機構は時代時代の需要に応じて、体制を整えていくということでもあります。今後の話になりますが、将来的に一定の方向性が出て、仕事が進んだ折には、課の中に吸収することも考えられます。当面は課題を解決するために一歩でも業務を進めるために室を設置しまして、対応したい。将来的には総務課に吸収される可能性もありますが、その折々の状況に応じて判断をしていきたいと思えます。今は防災、復興特区がメインの課題でありますので、それに対応して設置した次第でございます。

議長（波岡玄智君） 中山議員。

6番（中山真一君） コンパクトにと言うことで室にしたということですが、権限は如何なものか。室長と課長の権限は違うのか同じなのか。将来的には総務課に吸収する

それだけの室なのか。町長の執行方針にありますとおり、防災ということで逆に一つの課にしていく気持ちがあるのかどうかお尋ねします。

議長（波岡玄智君） 町長。

町長（松本 博君） 課長と室長の権限は同じでございます。今回の防災対策室の考え方というのは、まず避難する事、避難する場所、それらの整備計画が出てくると思います。それから長期計画になるかもしれませんが、その方向を作る。まず命を守っていくという事を重点にした考え方でいます。決して小さいからということではなく、対策は町全体でやっていきます。プロジェクトも作っていきませんが、それを専門にするための室を設けて重点的に行い、避難訓練にも活かしていきたいと考えております。その後の話になってくると思いますが、1年後の機構改革の中で方向性も打ち出していきたいと思っているところです。まずは逃げれる事、安全を確保できる事、ここを重点的に今やろうとしているところでございます。災害に強いまちづくりに向けて作っていききたいと考えております。

議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから報告第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

日程第8 報告第6号 専決処分の報告について

議長（波岡玄智君） 日程第8 報告第6号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(松本 博君) 報告第6号浜中町税条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、先に国会で審議されておりました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月30日可決・成立し同年3月31日付で公布され、併せて関連する政・省令が同日付で公布されたことに伴い、浜中町税条例の関連規定を3月31日付をもって緊急に改正する必要が生じたことから、専決処分により町税条例の一部を改正する条例を制定しこれに対応したところであります。この度の改正は、地方税法の一部改正を受け、浜中町税条例に規定する固定資産評価替えに伴う関連条項の改正、東日本大震災に係る被災住宅用財産の敷地の譲渡期間に関する特例や、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例の追加など、関連する項目について所要の改正をするものであります。本改正につきましては、総務省から示されました市町村税条例の一部を改正する条例(例)に基づいたものであります。なお、施行期日につきましては、本条例附則第1条において、同条但し書きで規定する改正を除き本年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、税財政課長より説明させますので、よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) 税財政課長。

税財政課長(松橋 勇君) (報告第6号 補足説明あるも省略)

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、報告第6号を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

日程第9 議案第34号 工事請負契約の締結について

議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第34号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本博君） 議案第34号工事請負契約の締結について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成23年度国の第3次補正予算による学校施設環境改善交付金を財源として、平成24年度への繰越事業として、霧多布小学校屋内運動場を改築しようとするもので、3月町議会定例会において予算議決をいただいております。この改築にあたり、去る4月10日、町内業者5社の経常建設共同企業体により指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、赤石・葵経常建設共同企業体が2億5,410万円で落札いたしました。

なお、工期は平成25年3月15日までとしております。ここに議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（波岡玄智君） これをもって、本議会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって平成24年第2回浜中町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

（閉会 午前11時07分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員